

土佐和紙 工芸材だより

郵便局から お知らせ

郵便局では、身体障害者及び知的障害者の方に郵便ハガキを無償で配布しています。

1. 対象となる方

重度の身体障害者（1級又は2級）又は、重度の知的

障害者（「A」又は「度、
2度」）に該当する方。

2. 受付期間

5月31日（火）まで

3. 申し出の方法

郵便局に備え付けている整理票に所定の事項をご記入のうえ、お近くの郵便局に手帳を提示して、お申し出ください。

4. 配布枚数

お一人につき20枚

5. 問い合わせ先

伊野郵便局 郵便課

■ 893-10050

予約受付中

★パーティオでバーベキュー
料金 お一人様3,000円
(税込・飲み物別)

★カヌースクール

1人乗り
半日 4,500円
1日 6,500円
2人乗り
半日 7,000円
1日 9,000円



学生のみなさんには「学生納付特例制度」があります

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、自営業、学生、会社員、主婦など職業を問わず、すべて人が国民年金に加入します。学生のみなさんにも保険料の納付が義務付けられていますが、「学生納付特例制度」を利用していただくと、在学期間中の保険料を社会人になつてから納めることができます。

《対象者》

大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校 各種学校等に在学する20歳以上の方で、学生本人の前年の所得が一定額以下の方が対象となります。

※夜間・定時制課程や通信制課程に在籍している方も含まれます。

※各種学校（別に厚生労働省令で定める各種学校を除く。）につきましては、1年以上の課程に在籍している方に限ります。

《所得基準が変わりました》

学生納付特例制度の対象となる所得の基準は、これまで68万円以下となっていましたが、平成17年度の所得基準は18万円以下となりました。扶養親族等がいる場合や社会保険料控除等がある場合は、その数や金額に応じた額が加算されます。

障害や死亡といった不慮の事態が生じたときに、未納期間があると障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合がありますが、学生納付特例制度の承認を受けた期間は、未納の扱いとはなりませんので万が一のときにも安心です。

《万が一のときにも安心》

年金手帳、在学証明書又は学生証を持参のうえ、町民課又は各総合支所の国民年金担当窓口で手続きをしてください。

《申請手続き》

各種学校につきましては、修業年限が1年以上の課程に在学していることを証明する書類が必要です。
失業した方が申請を行う場合は、雇用保険受給資格者証、雇用保険被保険者離職票等、失業したことを見認できる書類が必要です。

《承認期間》

平成17年4月から平成18年3月までになります。前年の所得を確認するため、申請は毎年度必要になります。平成17年度の申請がまだお済みでない方は、お早めに申請ください。

《承認を受けた期間は……》

学生納付特例制度の承認を受けた期間は、老

○ 国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
○ 国民年金保険料の納付は、便利でお得な「口座振替」をご利用ください。

問い合わせ先

高知西社会保険事務所

■ 875-11717